

平成 23 年 7 月 20 日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）について

経済産業省は、有限会社西武興産による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第 53 条第 1 項に基づき、有限会社西武興産及び同社代表取締役堤廣満に対して輸出禁止 1 年 1 か月間の行政処分を平成 23 年 7 月 27 日から行います。その概要は、以下のとおりです。

1. 事件の概要

(有)西武興産は、平成 21 年 3 月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、外国為替及び外国貿易法（外為法）第 48 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けず、同年 4 月、中古パワーショベル 1 台を経済産業大臣の許可を受けることなく、中国経由で北朝鮮向けに輸出した。

2. 行政処分について

(有)西武興産に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成 23 年 7 月 27 日から平成 24 年 8 月 26 日まで
(1 年 1 か月間)

堤廣満に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成 23 年 7 月 27 日から平成 24 年 8 月 26 日まで
(1 年 1 か月間)

(参考1) (有)西武興産による外為法違反事件に関して、平成22年6月に経済産業省は刑事告発を行っており、平成23年3月25日に福岡地裁において判決が下され、平成23年4月9日に有罪判決が確定している。

(判決) (有)西武興産

: 罰金120万円

堤廣満

: 懲役1年6か月(執行猶予3年)

(参考2) (有)西武興産の概要

代表者 : 堤廣満(代表取締役)

本社 : 熊本県八代市

事業内容 : 貿易業(バス、各種トラック、建設機械等の輸出入業等)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易検査官室長 藤代

担当者: 掛川

電話: 03-3501-1511(3276~3278)

03-3501-2841(直通)